

介 保 号 外  
令和2年4月22日

各高齢者施設・事業所の管理者 殿

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局  
介 護 保 険 課 長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設・事業所の運営について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の区域が全国に拡大されたことに伴い、本県においても、対象施設の使用制限等を要請しているところですが、老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所につきましては、その提供する各種サービスが、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、休止要請の対象外であり、引き続き十分な感染防止対策を前提に、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されるよう、冷静且つ適切な対応をお願いいたします。

なお、本県のホームページ等でお知らせしている新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設一覧（詳細）中、社会福祉施設等にかかる記載のうち、備考欄記載の利用自粛の要請については、国民全体で不要・不急の外出を控えること及び在宅勤務が推奨されていること等を受け、通所介護等の利用者におかれましても、家庭での対応が可能な場合にあっては、利用の自粛をお願いする趣旨のものであり、事業所に対して休止を要請するものではありません。

なお、利用の自粛については、利用者個別の事情により利用者が自発的に控えていただくことを前提としており、決して一律に通所介護等の利用を制限するものではないことにご留意願います。